

平成 20 年 10 月 20 日

金融庁 総務企画局 市場課
市場機能強化法令準備室 御中

全 国 銀 行 協 会

平成 20 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対する
意見の提出について

今般、当協会では、平成 20 年 9 月 19 日付で公表された標記改正案に対する
意見を別紙のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ
げます。

以 上

平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対する意見等について

1. 銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令案

項番	改正(案)の該当箇所	意見等	理由等
(1)外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入			
1	第13条の2	銀行が短期社債等(電子CP)の資金決済業務および発行・支払代理人業務の一環として発行体である外国銀行のために行う以下の行為は「外国銀行代理業務」に該当しないとの理解でよいか。 ①発行・振替・償還に係る資金決済を日銀ネットにおいて行う業務 ②発行体に代わり、保振端末への発行情報入力および入金処理等を行う業務(発行代理人) ③償還情報照会および償還処理等を行う業務(支払代理人)	いずれも銀行法第10条第2項第7号の「社債の管理の受託」として従来より行われている行為であるため。
2	第13条の2	銀行が有価証券等管理業務の一環として投資家である外国銀行のために行う以下の行為は「外国銀行代理業務」に該当しないとの理解でよいか。 ・ディーラーとして販売した短期社債等(電子CP)の口座管理 ①振替、②記録保管、③償還期日管理、④償還金の代理受領、⑤入金指定口座への入金 ・ディーラーとして販売したコマーシャルペーパー(手形CP)の保護預り ①保管、②償還期日管理、③償還金の取立て、④償還金の代理受領、⑤入金指定口座への入金 ・ディーラーとして販売した国債等の公共債の保護預り ①保管、②償還期日管理、③償還金の代理受領、④入金指定口座への入金	これらは「有価証券保護預り(銀行法第10条第2項第10号)」、「振替業(銀行法第10条第2項第10号の2)」またはそのいずれかに伴うもので、銀行法第10条第2項柱書の「その他の銀行業に付随する業務」として従来より行われている行為であるため。
3	第13条の2	銀行が有価証券等管理業務の一環としてグローバルカストディアンである外国銀行のために行う以下の行為は「外国銀行代理業務」に該当しないとの理解でよいか。 ①配当金受領、利子・償還金の受領 ②議決権行使の届出事務 ③単元未満株の買取請求事務 ④公開買付応募事務	いずれも「保護預り」、「振替業」に伴うもので銀行法第10条第2項柱書の「その他の銀行業に付随する業務」として従来より行われている行為であるため。 ・①の配当金受領は、グローバルカストディアンの預金口座が非居住者円預金やコルレス口座であり、全銀為替の振込の対象ではないため、発行体から一旦、カストディ銀行の預金口座に振り込まれたものを、直ちにグローバルカストディアンの口座(非居住者円預金やコルレス口座)に振り替えるもの。また利子・償還金の受領は、支払代理人から銀行単位(銀行本体の自己保有、国内顧客分、非居住者顧客分を合算)で送金された後、該当各口座への振替を実施しているもの。 ・②～④は、海外顧客(主としてグローバルカストディアン)のために、当該海外顧客から受け取った英文のSWIFTの指図に従い、日本語で記載する必要のある株主関係資料(発行会社から常任代理人宛送付されるもの。例:議決権行使書や公開買付申込書等)を作成・記入して提出し、これに伴い発生する株式の授受や預金の入出金を実施しているもの(裁量権のない使者として海外顧客の指図通りに事務を行っている)。

項番	改正(案)の該当箇所	意見等	理由等
4	第34条の2の2第2項	各号(第1号および第7号を除く)に掲げられている書面について、 (1)「証明する書面」は、公的機関が発行する書面である必要があるか。 (2)一方、単に「書面」とある場合は、当該所属外国銀行または外国銀行代理銀行が作成した書面でよいか。	明確化のため。
5	第34条の2の2第2項	第2号～第5号に掲げられている書面は、所属外国銀行所在地の言語で記載されたものでよいか。	所属外国銀行の所在国によっては、そもそも英文の書面が存在しない可能性があるため。
6	第34条の2の3第1号	委託契約書にはすべての営業所を記載する必要があるか。	・対象となる営業所が相当数(全国の支社)となる見通しであり、今後、支社の新設、統廃合が生じた場合に、その都度一つ一つの契約書をアmendしては実務面での負担が大きいため。 ・対顧客の説明では、代理銀行の営業所の内容はディスクロージャーなどによって閲覧が確保されている。
7	第34条の2の3第2号	外国銀行代理業務の内容において、代理と媒介との区別は、一般的な区別に沿って適切に判断することによいか。	銀行法関係法令上で代理・媒介の区別は明示されていないと考えられることから、一般的な判断が可能であることを確認するため。
8	第34条の2の3第4号	委託契約書に記載すべき事項として、所属外国銀行による、外国銀行代理銀行に係る情報の第三者への開示を禁じる旨が規定されているが、所属外国銀行が属する国の現地監督当局から求めがあった場合その他現地法令等に基づき必要な場合を当該禁止の除外規定として設けることは問題ないとの理解によいか。	所属外国銀行の現地法令等の遵守を妨げない契約とする必要があるため。
9	第34条の2の5～第34条の2の31	法第52条の2の5の規定により、外国銀行代理銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理・媒介について準用される金融商品取引法の規定は、金商法の規定はいわゆる外-外の取引には適用されないという考え方にに基づき、外国において行われる取引(銀行の海外支店等が外国銀行代理業務を非居住者たる顧客を相手方として行う場合)については適用されないとの理解によいか。	外国銀行代理業務について準用される金商法上の規制の適用範囲を画するため。
10	第34条の2の32第1項	外国銀行代理銀行に縦覧が義務付けられている「縦覧書類」につき、「法第21条第1項及び第2項並びに第52条の29第1項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するもの」と規定されているが、「これに類するもの」とは、現地法令等に基づき作成されている書類であればよいとの理解によいか。	明確化のため。
11	第34条の2の32第2項	所属外国銀行の「縦覧書類」が英語で作成されている場合、「日本語で記載された書面を作成」とあるが、 (1) 外国銀行代理銀行が所属外国銀行に指示して「日本語で記載された書面を作成」させる等の対応でもよいか。 (2) 外国代理銀行が日本語資料を作成する場合に負うべき責任は、所属外国銀行が作成している日本語資料をそのまま縦覧に供する場合(同条第1項)と、同程度との理解によいか。	明確化のため。

項番	改正(案)の該当箇所	意見等	理由等
12	法第52条の2の9第2項 (該当内閣府令なし)	・銀行法第52条の2の9第2項の規定に基づき内閣府令で定めるところにより行うべき「公告」については、日本国内における公告を行うことで足りるとの理解でよいか。 ・掲示については当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行の国内のすべての営業所において行うことで足りるとの理解でよいか。	・「公告」は国内の制度であり、外国銀行代理業務を行う営業所が外国に所在する場合において、当該国に「公告」制度が存在するとは限らないため。 ・また、「公告」・「掲示」は顧客保護を目的とするものと理解しており、外国においては現地法制・商習慣に基づき対応することにより現地での十分な顧客保護を実現できると考えられるため。
13	第34条の2の35	法第52条の2の10の規定により準用される法52条の40(標識の掲示)の規定は、外国の営業所・事務所については適用されないとの理解でよいか。	・本規定は顧客保護を目的とするものであると理解しており、外国においては現地法制・商習慣に基づき対応することにより現地での十分な顧客保護を実現できると考えられるため。 ・法第52条の40第1項は「銀行代理業者」についてのみ適用され、銀行の委託を受け銀行代理業に係る行為を外国において行う者については適用されないことから肯定されると考えられる。 ・また、法第52条の40第2項については、そもそも国内への適用が前提と考えられる。
14	第34条の2の37～44	銀行法施行規則第34条の2の37～44の規定は、外国において行われる取引(銀行の海外支店等が外国銀行代理業務を非居住者たる顧客を相手方として行う場合)については適用されないとの理解でよいか。	・本規定は顧客保護を目的とするものであると理解しており、外国においては現地法制・商習慣に基づき対応することにより現地での十分な顧客保護を実現できると考えられるため。 ・法第52条の44、45の規定は「銀行代理業者」についてのみ適用され、銀行の委託を受け銀行代理業に係る行為を外国において行う者については適用されないことから肯定されると考えられる。
15	第34条の2の37第2号、第3号	外国銀行代理業務に関し、外国銀行代理銀行が顧客に対して明示すべき事項として、「所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨」と規定されているが、「同種」の定義については、同一国内に2以上の所属外国銀行が存在する場合にのみ適用されるとの理解でよいか。	例えば、顧客の要望が「米国に在する所属外国銀行にドル預金を作成したい」というものである場合、米国以外の国においてドル預金を扱っている所属外国銀行が存在していたとしても、「米国に在する所属外国銀行」が顧客の要望である以上、顧客の判断に影響を与える可能性はないと考えられるため。
16	第34条の2の45、46 (別紙様式第10号の2の2)	銀行法施行規則第34条の2の45、46の規定は、外国銀行代理銀行が行う外国銀行代理業務のうち、所属外国銀行の付随業務の代理・媒介については対象外としていただきたい。	本規定は外国銀行代理銀行の適正な業務遂行の確保を目的とするものであると理解している。銀行代理業には付随業務の代理・媒介が含まれないことから、銀行の付随業務の代理・媒介を行う者については、銀行代理業者に適用のある各種行為規制等が適用されず、委託元の銀行の適正な業務遂行の確保の観点からも必要とされていないところであるが、外国銀行代理銀行が付随業務の代理・媒介を行う場合においては各種行為規制が適用されるほか、帳簿書類の作成・保存、報告書の提出等が義務付けられることは、過剰な規制と考えられるため。
17	第34条の2の45	・第1号・第2号において、代理行為を行った場合には「総勘定元帳」「外国銀行代理勘定元帳」の作成・保存が義務付けられているが、締結の代理のみを遂行し、外国銀行代理銀行においてブッキングが発生しない場合(金銭その他の財産の授受が発生しない場合)については、当該帳簿の作成・保存は不要との理解でよいか。 ・第3号において、「媒介の内容を記録した書面」の作成・保存が義務付けられているが、これは、外国銀行代理銀行による媒介により締結に至った案件が対象となるとの理解でよいか。	・代理行為の内容に応じて、作成・保存が必要となる帳簿が異なることを確認するため。 ・第1号・第2号において必要となる帳簿は、締結に至った案件を対象としていと考えられ、第3号も同様の基準であることを確認するため。

項番	改正(案)の該当箇所	意見等	理由等
18	第34条の2の46第1項 (別紙様式第10号の2の2)	外国銀行代理業務に関する報告書の「6. 外国銀行代理業務の実施状況」において、為替取引関係・付随業務関係については「契約の締結の媒介行為を行った契約件数」を記載することとされているが、この「契約件数」は、預金・貸出金関係と同様に、「契約の締結に至った件数」との理解でよいか。	「預金・貸出金関係の件数」および「貸出金関係の媒介額」については、それぞれ「媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数」、「契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額」を記載することとされているため。
(2)現物決済を伴う商品デリバティブ取引の一部解禁			
19	第13条の2の3第1項第1号	「商品及びその対価の授受を約する売買取引」として、一部解禁される現物決済を伴う商品デリバティブ取引には、取引所取引とOTC取引、業者間取引と対顧取引等、取引態様による制約が設けられないとの理解でよいか。	商品を決済の終了後に保有しないことが要件とされており、銀行においては商品が引き渡されないようリスク管理を行なっていくことから、取引態様による制約は不要と考えられるため。
20	第13条の2の3第1項第1号	「商品を決済の終了後に保有することとならない」ための手段として、取引所取引における反対取引とオフセット申請や、OTC取引における合意解約等、当該売買取引のポジションを解消する各種方法に加えて、商品に対する権利を移転する契約の締結や現物取引等、その他の方法であって商品の保有が回避される場合は認められるとの理解でよいか。	商品の保有を回避する手段として、当該売買取引のポジション解消だけでなく、各銀行の独自の方法も想定されるため。
(3)排出量取引の解禁			
21	第13条の2の3第1項第2号	算定割当量の定義について、「温対法第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するもの」と規定されているが、具体的な範囲については以下が含まれるとの理解でよいか。 ・「京都メカニズムによる排出量(温対法第2条第6項)」 ・「EU排出権市場のEUA」 ・「福田ビジョンにより整備される国内排出量取引制度の排出量」 ・「国内CDM制度により発生する排出量」 ・「東京都の排出量取引制度の排出量」 ・ICAP(国際炭素取引協定)において取引される排出量	「算定割当量その他これに類似するもの」に含まれる範囲を明確化するため。
22	第13条の2の3第1項第2号	項番21に加えて、下記についても「これに類似するもの」と理解して差し支えないか。VERが含まれる場合、その要件および許容する認証基準(GS、VCS、VER+等)も確認したい。 ①国内外の政府・自治体が運営・管理する取引制度において取引が認められているクレジット(具体的には、他国(オーストラリア、ニュージーランド等のキャップアンドトレード規制上のクレジットや、東京都の制度においてオフセットクレジットとして使用が認められる見込みのグリーン電力証書等) ②第三者認証を受けており、かつ取引所取引がなされているクレジット(具体的には、CCXで取引されているVERなど、民間の自主的な運営によるものながら取引所で管理されているもの) ③第三者認証を受けており、かつ登録簿で管理されているクレジット(取引所取引はなされていないが、第三者の管理による登録簿(クレジットの管理口座)が整備されているもの(具体的には、VCS等)	・①は、政府・自治体が取引制度を定めており、信頼性のある流通インフラが構築され、市場性が認められるため。 ・②は、クレジットの存在・価値について、第三者認証がある上、取引所取引がなされているため、信頼性のある流通インフラや市場性が認められるため。 ・③は、第三者認証および流通インフラが構築されているため。

項番	改正(案)の該当箇所	意見等	理由等
23	第13条の2の3第1項第2号 第13条の2の4	第13条の2の3第1項第2号口に「当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの」とあるが、算定割当量を決済の終了後に保有する場合(当初より保有が予定されている場合およびデリバティブ取引締結後に保有することとなった場合を含む)は、第13条の2の3第1項第2号ではなく、第13条の2の4を根拠とするとの理解でよいか。	根拠条文を明確化するため。
24	第13条の6の3第2項第16号	算定割当量を特定取引として取扱う場合の会計処理については、各社において会計士等と協議により決めればよいとの理解でよいか。	算定割当量については、現状会計上は金融資産となっておらず、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2006年7月14日改正)において「棚卸資産」として会計処理することとなっている。「棚卸資産」を特定取引(時価会計)として取扱うケースは他に例がないが、本件は会計処理の問題であり、法令レベルでの問題はないということを念のため確認するもの。
(4)イスラム金融の解禁			
25	第17条の3第2項第2号の2	第17条の3第2項第2号の2に規定する業務は、いわゆるイスラム金融を指しており、他の宗教に基づく類似の取引は含まないとの理解でよいか。	明確化のため。
26	第17条の3第2項第2号の2	「宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の機関」については、イスラム金融を営む子会社の内部組織として自体に設置される必要はなく、第三者である外部機関(他の金融機関等)に設置されるものへの委託も許容されるとの理解でよいか。	マレーシアや英国の金融当局の姿勢として、必ずしも内部組織としてシャリアボードを設置することを金融機関に要求しておらず、また金融取引に通じた専門家の数が限られており、事実上これが困難であるため。
27	第17条の3第2項第2号の2	銀行法施行規則上の文言としては、「金銭の貸付けと同視すべきもの」となっているが、金融審第二部会報告、「平成20年金融商品取引法改正に係る政令案・内閣府令案の概要」等にあるように、「実質的に与信と同視」しうる取引が対象との理解。つまり、「貸付け」に相当する「ムラーバハ」に限らず、「リース」(いわゆるファイナンスリースおよびオペレーティングリースの双方を含む)に相当する「イジャラ」等の取引も含まれるとの理解でよいか。	明確化のため。
28	第17条の3第2項第2号の2	本府令案により、イスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべきもの」は手当てされたが、現行の主要行監督指針V-3-3-3においては、銀行現法が営む場合、「現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認」との指針が示されている。今回明文でイスラム金融が部分的に解禁されたことで、逆に明文で規定されたもの以外について、監督指針の「容認」のハードルが上がり、海外における「金銭の貸付けと同視すべきもの」以外の取組み(具体的には、金融庁資料(政令案・内閣府令案の概要)で挙げられている「ムラーバハ」、「イジャラ」以外のスキームである、「イスティスナ」、「ムダーラハ」、「ムシャラカ」などへの取組み)を制約する方向でないとの理解でよいか。	明確化のため。

項番	改正(案)の該当箇所	意見等	理由等
(5)リスク管理等に優れた銀行持株会社傘下の銀行の兄弟会社に対する商品現物取引の解禁			
29	第34条の19の4	銀行持株会社が認可を取得することにより、銀行の兄弟会社は商品現物取引を行うことが可能となるが、「銀行持株会社の関連会社(銀行と兄弟関係にある関連会社)」についても商品現物取引が可能となるとの理解でよいか。	明確化のため。
(6)銀行グループの議決権保有制限の例外措置			
30	第17条の2第5項	第17条の2第5項各号に規定される会社を子会社とできる会社は、銀行法により「特定子会社」のみとされており、「特定子会社」は、同法施行規則17条の2第8項において「同17条の3第2項12号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社」と規定されている。上記業務を複数の重要な業務の一つとして行っている投資会社は「特定子会社」には含まれないことになるため、同法施行規則17条の2第8項の該当箇所を「同17条の3第2項12号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を主として営む会社」と改正していただきたい。	改正案では当該改正の目的は限定的にしか実現されないと考えられるため。
31	第17条の2第5項	議決権保有制限の例外の対象となる産活法の認定を受けている会社について、「事業再構築計画」だけでなく、「経営資源再活用計画」等の他類型も含めていただきたい。	・今般の規制緩和においては創業および事業再生の局面において銀行がDebtからEquityまでの総合的な支援を行う体制が整備されたが、「雇用確保」、「地域振興」等を積極的に推進していく上では、産活法における事業再構築計画の認定先や銀行グループによる債務免除先等に限った場合、対応できないケースが想定される。 ・特に事業譲渡や非上場化案件等は「経営資源再活用計画」の認定を受けるものが多く、多額かつ機動的なファイナンス組成が必要な案件においては、今回の規制緩和内容では対応できないため。
32	第17条の2第5項	非上場企業だけでなく、上場企業も対象に含めていただきたい。	新興市場の台頭によって「上場・非上場」の区分が有意な線引きとなる場合は減少してきており、「共同事業再編計画」や「事業革新設備導入計画」を念頭に置けば、上場企業による利用例も認められるため。
33	第17条の2第5項	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(本年10月1日施行)の認定を受けている会社も議決権保有制限の例外に加えていただきたい。	企業の事業承継は「雇用確保」、「地域振興」にとって大きな課題であるため。
34	第17条の2第5項	「事業再生を行う会社」は、海外企業に関して適用されるのか、あるいは国内企業に限定されるのか。	明確化のため。
35	第17条の2第5項第8号	同項第3号～第7号については承認・認定・もしくは決定といった客観的な判断基準が明確であるが、「合理的な経営改善のための計画を実施している会社」イ、ロについては幅広い検討が可能である一方、客観的判断が難しいと考えられる。ガイドライン等は示されるのか。	今回の改正案により中小企業向け再生支援の枠組みが広がると考えられるが、一方で客観性のある判断が前提とも考えられる。最終的には銀行等が個々で判断していくものと考えられるが、あらかじめ確認するもの。
36	第17条の2第5項第8号	「特定金融機関等」の範囲に属性の優良な貸金業者(ノンバンク社債法上のノンバンク、証券会社、サービサー、サービサーに委託を行っている会社(SPVを想定)、およびこれらの運用ファンドを想定)を含めていただきたい。	属性の優良な貸金業者等であれば、問題が発生するとは考えにくいため。

項番	改正(案)の該当箇所	意見等	理由等
37	第17条の2第5項8号	自らの債権を対象に、債権放棄・DES・DDSを行った場合も、本号の適用が受けられるとの理解でよいか。	明確化のため。
38	第17条の2第5項8号	「合理的な経営改善のための計画」が実施されていれば、議決権取得時点において債務免除等が未実施であってもよいとの理解でよいか(債務免除が将来の一定時期に予定されている前提)。	明確化のため。
39	第17条の2第5項8号ハ	「他の債権に後れることとする措置」とは、対象会社の全ての債権に対する絶対劣後ではなく、一部の債権に対する相対劣後が実現していればよいとの理解でよいか。	明確化のため。
40	第17条の2第5項8号ハ	・「当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。」のはなぜか。 ・やむを得ない事情により「当該会社の財務指標が当該特定金融機関及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回り、当該会社が期限の利益を喪失した場合」に保有株式の処分対応はどうすればよいか。	・趣旨を明確化するため。 ・事業再生においてやむを得ない事情により当初計画を下回り、当初設定した基準をクリアできないケースが起こり得ると想定される。その場合は合理的な経営改善のための計画を実施している会社には該当せず、保有株式は処分する必要があると考えられるが、あらかじめ対応について確認するもの。

2. 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案

項番	改正(案)の該当箇所	意見等	理由等
41	第52条	本案施行前に受領した「子会社の解散」に関する情報について、新設される軽微基準を充足する場合には、施行後は重要事実該当しないとの理解でよいか。	施行前に入手した情報についても、施行後のルールが適用されることを念のため確認するもの。

3. 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件(案)

項番	改正(案)の該当箇所	意見等	理由等
42	第3条第7号	「当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務」の中には、保守・管理の一環で行われる消耗品・付属品・部品の補充・供給等も含まれるとの理解でよいか。	保守・管理業務を行う上で、消耗品・付属品・部品の補充等は一体不可分なものであり、これらの販売が認められない場合、実質的に当該業務の取扱いが困難となるため。
43	第3条第7号	「同種」については、例えば、リース事業協会の統計上使われている「土木建設機械」「工作機械」「情報通信機器」等の区分において同一の区分に属することが、1つの判断基準になるとの理解でよいか。	リース会社が、リースユーザー等のニーズに対応し、オペレーティングリース等における物件処分能力、価格算定能力を確保・維持していくためには、リースユーザーから見た用途、目的等の観点で、同じマーケット、業務の中で利用される物品等についての取扱いが必要となるため。